

---

# 地域脱炭素化促進区域に係る 配慮基準について

---

令和4年（2022年）7月1日（金）

第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会



1. はじめに	…	2
2. 地域脱炭素化促進事業について	…	3
3. 審議の進め方について	…	11
4. 本日も審議いただきたい事項	…	15

## 本日の趣旨

本日は、地域脱炭素化促進区域にかかる配慮基準の検討を進めるにあたり、改めて、委員の皆様のご意見等を踏まえた、地域脱炭素化促進事業制度についての説明をさせていただいた上で、今後の進め方についてご審議いただきたい。

## 2. 地域脱炭素化促進事業について

## 2. 地域脱炭素化促進事業について（1）

### 2-1. 主なご意見及びご質問

地域脱炭素化促進事業制度について、本日の北海道環境審議会地球温暖化対策部会（以下部会という。）までにいただいた主なご意見及びご質問の一覧

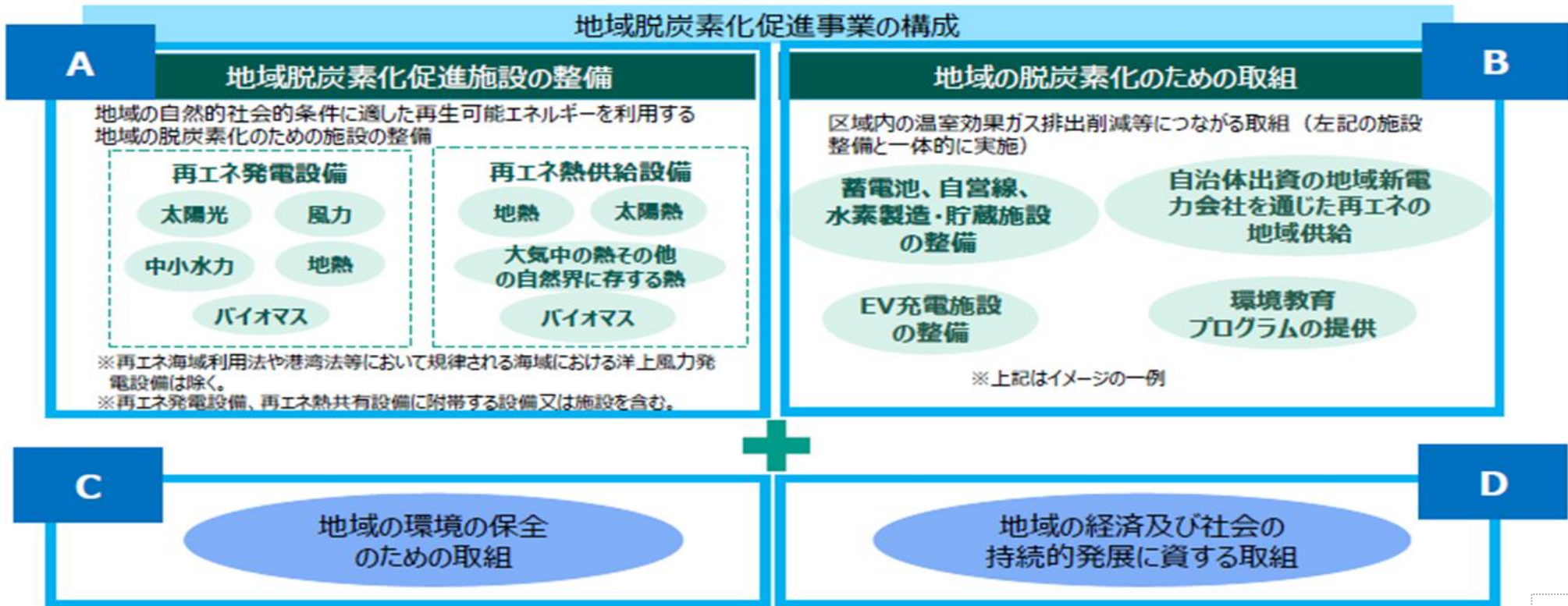
No.	分類	ご意見等の内容
1	制度の内容	地域脱炭素化促進事業制度の確認が必要
2		地域脱炭素化促進事業制度は、再生可能エネルギーの導入手続を簡略化して促進する制度なのか、地域への貢献や地域課題を考えるものか教えてほしい
3	住民の意見	地域住民の意見を吸い上げる場がないのは問題
4	住民への周知	配慮書の省略は、地域住民への周知が遅れ、地域住民が知るタイミングが事後的になってしまわないかと懸念
5	協議会の開催	協議会は特段の理由がない限りは原則公開とし、多くのステークホルダーが傍聴可能となるようにした方が良いのではないかと懸念
6	有識者	環境配慮の確認に際して、町村では情報が十分に準備できず、自然環境等の有識者が存在しない等が懸念
7	ワンストップ窓口	ワンストップ化に関する行政手続は、環境省等国と市町村だけで行われる手続のことか
8	環境影響の評価	事務手続の効率化により、環境影響評価が拙速に行われることはないか

# 2. 地域脱炭素化促進事業について (2)

## 2-2. 地域脱炭素化促進事業

「地域脱炭素化促進事業」とは、環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を、円滑な地域合意形成を経て促進するポジティブゾーニングの仕組みで、以下のとおりに定義。

- 改正地球温暖化対策推進法においては、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（「地域脱炭素化促進施設」）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものを、「地域脱炭素化促進事業」として定義(第2条第6項)。
- 「地域脱炭素化促進事業」は、下記A～Dの4つの要素（取組）から構成される。



## 2. 地域脱炭素化促進事業について (3)

### 2-3. 地域脱炭素化促進事業の流れ

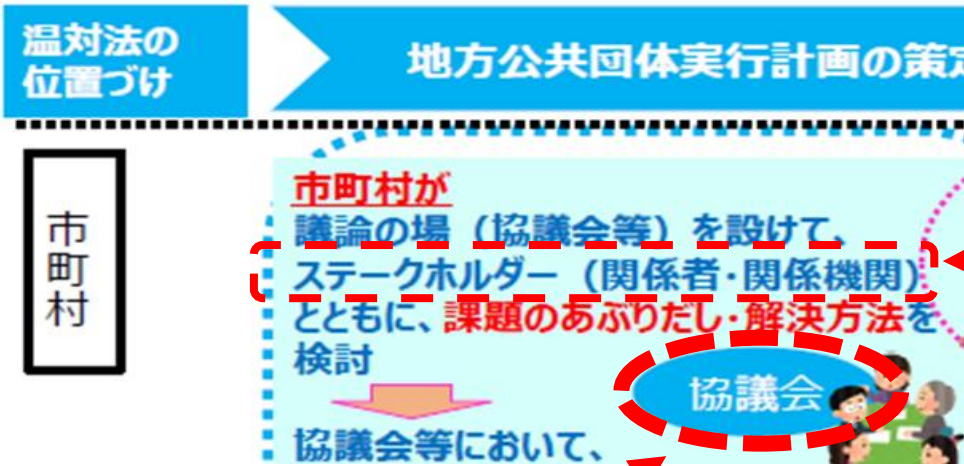
地域脱炭素化促進事業制度は、地域住民等と合意形成を図りつつ、地域に裨益し、環境に配慮された状態で、再生可能エネルギーの導入を促進することが可能。



## 2. 地域脱炭素化促進事業について（4）

### 2-3. 地域脱炭素化促進事業の流れ（A：協議会の運営）

**A** 協議会は、開催を事前公表して地域住民等に周知し、地域の住民団体や地域コミュニティの代表者等が参加して公開で審議がなされるため、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保。



#### ① 地域脱炭素化促進事業協議会の構成員例

- ・ 地方公共団体内の関係部局（許認可権者等含む）
- ・ 関係地方公共団体（許認可権者等を含む）
- ・ 国等の関係機関（許認可権者等を含む）
- ・ **有識者（自然環境、生活環境、気候変動等）**
- ・ **住民団体・地域コミュニティの代表者（自治会長等）等**
- ・ 産業団体（農林漁業・観光等）
- ・ **環境保全団体**
- ・ 再生可能エネルギー事業者団体
- ・ 金融機関
- ・ 地域脱炭素化促進事業者（オブザーバー）

#### ② 協議会運営の方針

- ・ **協議会の公開の原則**  
地域住民やその他利害関係者に対して、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保
- ・ **協議会のタイミング**  
地域脱炭素化促進事業の事前協議や市町村が作成した促進区域を見直すタイミング等で開催  
開催は事前に公表し、地域住民等に周知

#### ③ 市町村と地域における利点

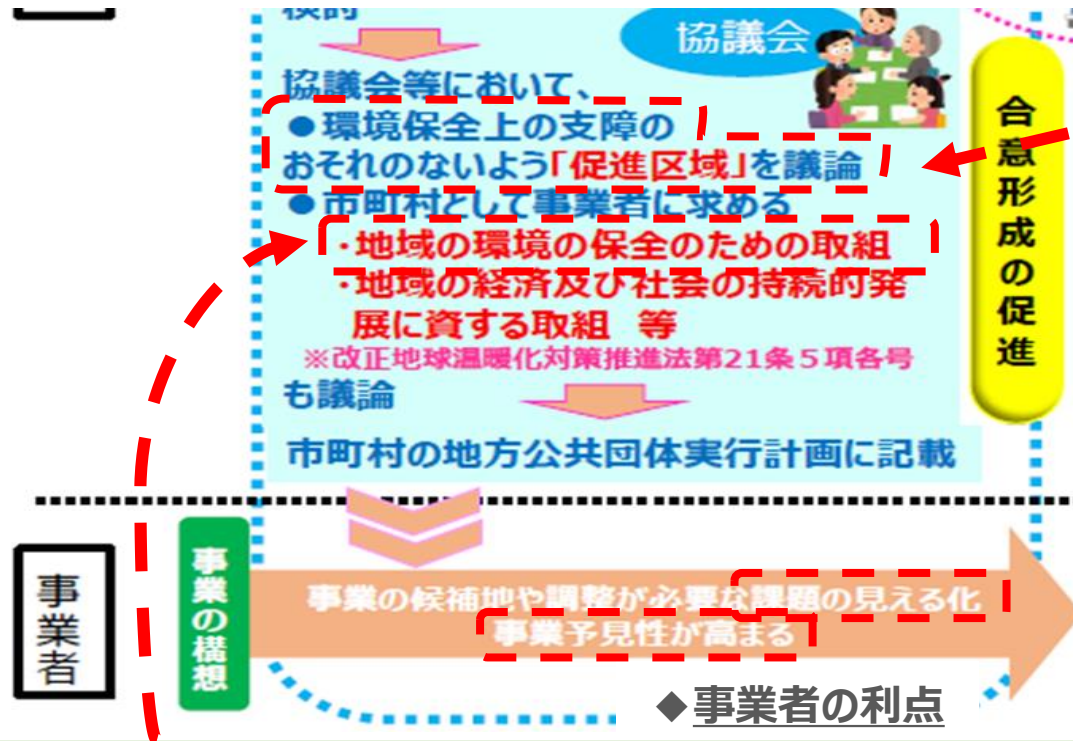
- ・ 促進区域は、地域脱炭素化促進事業協議会の構成員である地域の代表者等と議論して設定することになり、認定地域脱炭素化促進事業は促進区域内で実施されるため、事業実施における**地域との合意形成が円滑に促される**



## 2. 地域脱炭素化促進事業について（5）

### 2-3. 地域脱炭素化促進事業の流れ（B：促進区域の設定と事業に求める環境保全の取組）

**B** 促進区域の設定は、国や道の基準に基づき、環境の保全等に関わる情報と市町村目標との整合性や地域のメリットデメリット等を総合的に判断して、関係者等との合意形成を経て設定。



#### ① 促進区域の設定

- 前提条件**  
市町村は、国の基準と定められている場合は道の基準に基づいて、促進区域を設定
- 促進区域となり得る区域（候補地）の検討**  
環境保全や再生可能エネルギーポテンシャルに関する既存情報の収集・把握を行い、候補地を検討
- 促進区域となり得る区域における配慮すべき事項の確認**  
環境保全以外の観点から考慮すべき事項について既存情報の収集・把握を通じて確認
- 促進区域等の検討**  
収集・把握した情報と、市町村の再生可能エネルギーの目標、地域のメリットデメリット、促進区域のあり方等を総合的に判断して促進区域を検討
- 関係者・関係機関の洗い出しと合意形成**  
調整や合意形成が必要な関係者・関係機関を整理し、抽出した対象の特性や地域性に応じて適切な方法を選定して、情報共有や意見交換を経て合意を形成

#### ② 地域の環境の保全のための取組

- 促進区域の設定と並行して行うことが重要
- 市町村がこの取組に必要な調査等適切な措置を位置付けることで、**事業実施に適切な措置が講じられることを担保**
- 環境保全に関する専門的知見が必ずしも十分ではない点を踏まえ、ガイドライン等を参照し、施設の規模等に応じて検討することを推奨

## 2. 地域脱炭素化促進事業について（6）

### 2-3. 地域脱炭素化促進事業の流れ（C：地域脱炭素化促進事業計画の認定）

**C** 地域脱炭素化促進事業は、協議会への事前協議により、協議会構成員等関係者等との合意形成がなされた後、事業の内容や環境の保全等を精査され、市町村が事業を認定。



#### ① 協議会における合意形成

- 地域脱炭素化促進事業を実施する事業者は、地域脱炭素化促進事業計画の認定申請の前に、協議会内で同計画を協議しなければならない

#### ② 地域脱炭素化促進事業計画の認定要件

- 地方公共団体実行計画に適合するもの**  
地域脱炭素化促進事業計画が、地方公共団体実行計画に定めた地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項に貢献するか、地域ニーズに合致するか等の内容を精査
- 地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施され、その他省令で定める基準に適合するもの**  
地域脱炭素化促進事業計画の内容（土地利権者や電気事業者の同意、体制整備等）が円滑かつ確実に実施され、関係法令等の規定を遵守できその他環境省令等で定める基準に適合しているか精査

#### ④ 市町村と地域における利点

- 地域脱炭素化促進事業計画の認定要件として地域環境保全のための取組を定めることができるため、**個別事業に係る適正な環境配慮を確保することが可能**

#### ③ 認定後の通知・公表

- 認定された地域脱炭素化促進事業計画を公表

# 2. 地域脱炭素化促進事業について (7)

## 2-4. 認定地域脱炭素化促進事業に係る許認可申請等手続きについて (再掲)

ワンストップ窓口における手続きの流れのイメージ。

### 一般的な事業

○事業者が、許認可権者に対して個別に申請

国

・自然公園法

都道府県

・温泉法  
・森林法  
・農地法 等

河川管理者

・河川法

(申請)

事業者

・環境アセスメントの5つの手続きを全て実施

配慮書

方法書

準備書

評価書

報告書

### 認定地域脱炭素化促進事業

○事業者が申請した市町村が窓口となって協議

国

・自然公園法

都道府県

・温泉法  
・森林法  
・農地法 等

河川管理者

・河川法

許認可権者は協議内容を同意 (許認可とみなされる)  
⇒ 許可等の基準が緩和されるものではない

市町村

・添付書類や記載漏れ等を確認  
・関係機関へ協議

「地域脱炭素化促進事業計画」を提出

・許認可に必要な事項等を記載  
事業検討段階で環境の保全への適正な配慮を記載

事業者

・事業計画に環境配慮事項が盛り込まれる

配慮書

方法書

準備書

評価書

報告書

許  
認  
可

環  
境  
影  
響  
評  
価  
法

## 3. 審議の進め方について

# 3. 審議の進め方について（1）

## 3-1. 主なご意見及びご質問

審議の進め方について、本日の部会までにいただいた主なご意見及びご質問の一覧

No.	分類	ご意見等の内容
1		親会・温対部会のどちらで決定するのか進め方の説明をしてほしい
2	環境配慮基準の検討プロセス	配慮基準の叩き台への意見聴取は、環境省令や環境省のマニュアル等が公表されたことを踏まえて、改めて親会委員の意見聴取の機会を設けた方が良い
3		温対部会の中だけで配慮基準の妥当性を判断するのではなく、北海道環境審議会の他の部会や道の他の審議会に意見聴取すべき

### 3-2. 部会等の位置付け及び今後の進め方

道基準の設定は、昨年度からの継続審議事項となっており、部会等の位置付けや本部会以外の委員からの意見聴取方法等今後の進め方を改めて整理

#### （1）親会と温対部会での審議

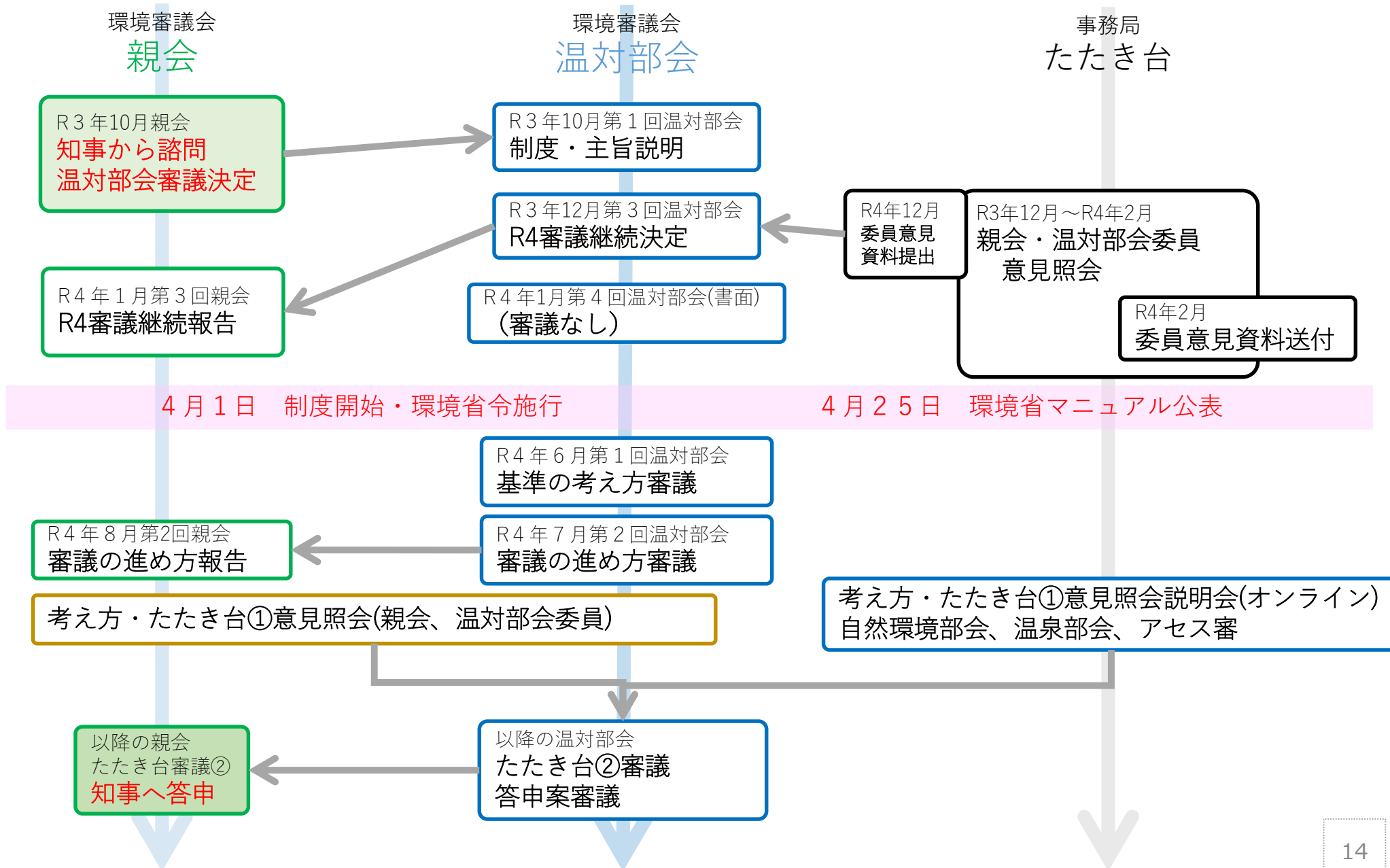
- 知事は、令和3年（2021年）10月15日開催の令和3年度第2回北海道環境審議会（以下親会という。）で諮問しており、答申は、親会が知事に対して実施
- 配慮基準の内容や答申案についての具体的な審議は、親会から付託された温対部会で実施

#### （2）他委員からの意見聴取

- 親会・部会以外の委員からの意見聴取は、たたき台作成時に事務局が実施
- 聴取する有識者は、自然環境部会、温泉部会、アセス審議会を想定

# 3. 審議の進め方について (3)

## 3-3. 審議の進め方の流れ



## 4. 本日も審議いただきたい事項



今後の進め方について、ご審議いただきたい。

- (1) 温対部会及び親会に進め方を報告したのち、たたき台①について、親会・温対部会委員に意見の照会、審議を開始
  
- (2) 親会・温対部会以外の委員に対する照会は、事務局がたたき台作成事務として、合同説明会（オンライン開催予定）にて実施
  
- (3) 委員のご意見を配慮基準案たたき台に反映させ、以降の温対部会の中で配慮基準の中身と答申案について審議